

盛岡市スポーツ合宿費補助金交付要綱

(目的)

第1 市におけるスポーツ合宿の実施を促進し、もって交流人口の増加及び市民のスポーツ技術の向上を図るため、スポーツ合宿における宿泊及び移動に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ合宿 スポーツ技術の向上を目的として、構成員（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）が5人以上である団体（宗教活動又は政治活動を目的としていないものに限る。）がスポーツ施設及び宿泊施設を利用して行う合宿をいう。
- (2) スポーツ施設 スポーツを行う目的で使用することができる施設で、市又は岩手県が市の区域内に設置したものをいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業が営まれている施設で、市の区域内に所在するものをいう。
- (4) 移動用車両 スポーツ合宿において市の区域内を移動するために使用される車両で、市の区域内に事務所又は事業所を有する事業者が貸し出すもの又は当該事業者が運送するために使用するものをいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、次表の左欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の当該右欄に掲げるとおりとする。

経費	補助額
1 宿泊施設で宿泊するために要する経費	当該経費（1人の1回の宿泊につき2,000円を超える部分を除く。）に相当する額。ただし、その額が20万円を超えるときは、20万円を限度とする。
2 移動用車両の借用又は移動用車両による運送に要する経費	当該経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、その額が2万円を超えるときは、2万円を限度とする。

(補助の実施期限)

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和4年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 当該補助金に係る補助件数及び宿泊延べ人数

(2) 当該補助金に係る移動用車両の借用又は移動用車両による運送に要する経費の補助件数
(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

別表 (第6関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第4条	1 補助金交付申請書	1部	事業を開始しようとする日の14日前
	2 事業計画書	1部	
	3 収支予算書	1部	
	4 その他市長が必要と認める書類		
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	変更しようとする日の3日前
規則第9条第2項	補助事業中止(廃止)承認申請書	1部	中止し、又は廃止しようとする日の3日前
規則第14条	1 補助事業完了報告書	1部	完了から30日以内又は完了した日が属する年度の3月31日のいずれか早い日
	2 事業実績書	1部	
	3 収支決算書	1部	
	4 領収書の写し	1部	
	5 その他市長が必要と認める書類		
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	補助金額確定通知を受領した日から起算して15日以内